

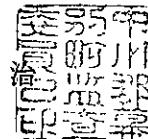


## 監査公表第5号

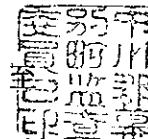
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、行政監査に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年10月15日

幕別町監査委員 八重柏 新



幕別町監査委員 藤谷謹



### 行政監査報告書

#### 第1 監査の概要

##### 1 監査のテーマ

幕別町発達支援センター忠類分室の管理運営状況及び現金取扱状況

##### 2 監査の目的

行政の経済性、効率性及び有効性の確保に加え、事務の執行が法令の定めるところに従つて適正に行われているかどうかを検証することを目的として行った。

##### 3 監査の対象

幕別町発達支援センター忠類分室

##### 4 監査実施日

令和6年10月8日（火）

##### 5 監査の方法

監査の対象とした担当部局から資料及び関係書類の提出又は提示を求め、これをもとに、質問その他の方法によって監査を行った。

#### 第2 監査の結果

幕別町発達支援センター忠類分室の管理運営は適正に執行されており、指摘事項は特に見当たらない。

なお、今年度から開設したこともあり、事業を展開していく中で、設備の不足や施設改修が必要になった場合は、速やかに対処し、利用しやすい施設となるよう心掛けてください。